

第 49 回原子力安全専門委員会定例会（議事概要）

日 時：平成 28 年 10 月 17 日（月）14：00～16：00

場 所：福井県庁 10 階 1007 会議室

出席委員：中川委員長、三島委員、田島委員、西本委員、泉委員、大堀委員、望月委員、
近藤委員、玉川委員

議 題：

（1）原子力発電所周辺の環境放射能調査報告

・平成 28 年度 第 1 四半期（4 月～6 月）報告 および 平成 27 年度報告

（2）発電所の運転および建設状況

・平成 28 年 7 月～9 月分報告

概要：

- ・原子力発電所周辺の環境放射能調査の結果や、発電所の運転および建設状況について、事務局より説明、以下の質疑があった。
- ・資料については、次回の原子力環境安全管理協議会の場で配付予定である。

（原子力発電所周辺の環境放射能調査結果（平成 28 年度 第 1 四半期））

- ・県内発電所からの放射性物質の放出に起因する線量上昇は観測されなかった。
- ・浮遊じん放射能の連続測定の結果、いずれも天然放射能のレベルであった。
- ・一部の環境試料から東京電力㈱福島第一原子力発電所事故の影響と考えられるセシウム 134 が検出された。加えて、過去の核実験フォールアウト等の影響によるセシウム 137 が検出されたが、環境安全上問題となるレベルに比べ、はるかに低い濃度であった。
- ・大気中水分および雨水から発電所の通常の放射性廃棄物管理放出に伴うトリチウムが検出されたが、環境安全上問題となるレベル^{※1}と比べ、はるかに低い濃度であった。

※1：発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値：年間 0.05 ミリシーベルト

（主な質疑）

Q. 事故後 5 年が経過しても、魚類からセシウム 134 が検出されているというのは、半減期から見て、少し長いのではないか。（セシウム 134 の半減期：2 年）

A. 肉食の大型魚は、生物濃縮によって代謝されにくい物質を蓄積する傾向があるため、今期の一部の魚試料において、セシウム 134 が検出されたものと考えている。

また、昨年も他地区の同じ魚種で、検出下限をわずかに超える値のセシウム 134 が検出されている（0.0 Bq/kg 生）が、いずれにしても、環境安全上問題となる濃度ではない。

(原子力発電所周辺の環境放射能調査結果 (平成 27 年度))

- ・線量率および積算線量測定の結果、県内発電所からの放射性物質の放出に起因する線量上昇は観測されなかった。
- ・各種環境試料から核実験フォールアウト影響によるセシウム 137 が検出されたほか、一部試料から東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の影響と考えられるセシウム 134 が検出されたが、環境安全上問題となるレベルに比べ、はるかに低い濃度であった。
- ・大気中水分および雨水から発電所の通常の放射性廃棄物管理放出に伴うトリチウムが検出されたが、環境安全上問題となるレベルと比べ、はるかに低い濃度であった。
- ・上記のモニタリングに基づく周辺公衆の線量評価の結果、外部被ばく、内部被ばくともに線量影響は無視できる程度であった。
- ・核種分析の結果、前年度 (平成 26 年度) と比較して、セシウム 134、セシウム 137 の検出頻度、検出濃度は、ともに減少傾向にある。
- ・通常の放射性廃棄物の管理放出に伴うトリチウムが、例年と同様に検出された。
- ・各種環境試料から、ストロンチウム 90 とプルトニウム 239 が検出されたが、過去の核実験フォールアウト影響によるものと考えられる。

(発電所の運転および建設状況 (平成 28 年 7 月～9 月))

- ・現在、県内発電所の 8 基が新規規制基準適合性に係る申請を行っており、規制委員会は、これまで、高浜 1～4 号機の原子炉設置変更の許可を行っている。当該期間については、新たに美浜発電所 3 号機の原子炉設置変更が許可された。
- ・美浜発電所 3 号機については、現在、運転期間の延長に係る審査が行われている。
- ・今期間において安全協定に基づく異常事象はなかった。

※ 2 : 敦賀発電所 2 号機、美浜発電所 3 号機、大飯発電所 3、4 号機、高浜発電所 1～4 号機
(高浜発電所 3、4 号機の新規制基準適合性に係る審査は終了している)

※ 3 : 美浜発電所 3 号機
(平成 28 年 6 月 20 日、規制委員会は、高浜発電所 1、2 号機の運転期間延長を認可)

(主な質疑)

特になし

以上